

介護予防支援事業所帯広至心寮 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人真宗協会が開設する介護予防支援事業所 帯広至心寮（以下「センター」という。）が行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、要介護状態の予防と、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- 4 事業の運営に当たっては、関係する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業所、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

(鉄)

名 称	介護予防支援事業所 帯広至心寮
所在地	帯広市西5条南30丁目19番地

(東)

名 称	介護予防支援事業所 帯広至心寮
所在地	帯広市西2条南6丁目1番地4 ポトスビル201号室

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

2) 担当職員

保健師	1名（常勤）
主任介護支援専門員	2名（常勤）
社会福祉士	3名（うち1名管理者兼務職員）
介護支援専門員	5名（常勤）

担当職員は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たる。

3)事務職員 1名(常勤兼務職員)
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1)営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。
- 2)営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- 1)提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法(厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定)等に従って実施する。

- 2)利用者の相談を受ける場所は、第3条に規定するセンター内又は自宅とする。

- 3)サービス担当者会議について

サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

- 4)介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントによるケアプランの作成について

担当職員は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントによるケアプランについて、利用者又はその家族に対して説明し、文章により利用者の同意を得るものとする。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントによるケアプランを作成した際には、利用者及び指定介護予防サービス事業所等の担当者に交付する。

- 5)担当職員による居宅訪問頻度等

- ①提供開始月
 - ②提供開始月の翌月から起算して3か月に1回実施する
 - ③サービスの評価期間が終了する月
 - ④利用者の状況に著しい変化があった時
 - ⑤利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施する。
 - ⑥前各号に関わらず、初回のみの介護予防ケアマネジメントを実施する場合にあつては、提供を開始した月及びモニタリングを実施した月に訪問する
- 6)モニタリングの結果記録は、少なくとも3か月に1回実施する

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、帯広市とする。

(緊急時及び事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(苦情対応)

第9条 センターは、自ら提供したサービス又は自らが介護予防支援及び介護予防ケアマネジメ

ント計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及び利用者の家族からの苦情に迅速かつ適切な対応を行う。

(虐待に関する事項)

第10条 センターは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする。

- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- 3 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 4 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 5 前3号に掲げる措置を適切に実施するため、担当者（管理者）を配置する。
- 6 センターは、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供中に、担当職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを帯広市に通報するものとする。

(ハラスメント対策)

第11条 センターは、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント等の各種ハラスメントを防止するため、下記の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1) ハラスメント防止のための指針を策定し、その内容について、職員に周知徹底を図る。
- 2) 職員等に対し、年1回ハラスメント防止のための研修を実施する。
- 3) センターにおいて、職員又は利用者がハラスメント行為を行った、又は受けたと思われる事実を発見した場合は、これを速やかにハラスメント相談窓口、又は担当者に報告する。

(業務継続に向けた取り組み)

第12条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下、業務継続計画）という。）を策定し、当該業務継続計画に準拠し、必要な措置を講じる。

- 2 センターは、職員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策)

第13条 センターにおいて、感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じる。

- 1) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための多岐にわたる検討委員会を開催し、その結果についてセンター職員等に周知徹底を図る。
- 2) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3) センターにおいて、職員等に他紙、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(秘密保持)

第14条 センターの担当職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続する。

- 2 センターは、担当職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 3 センターは、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同

意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得ておかなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第15条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後6カ月以内

② 継続研修 年1回

2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 センターは介護予防支援の一部を居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は帯広市、社会福祉法人真宗協会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。